

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|---|-----|---|-----|-----------|--|---|
| 1 | 公募要綱 | 2 | II | 2 | (2) | 事業概要 | 事業予定者の決定は市が行い、ダイハツ九州は決定に関与しないという理解で宜しいですか？ | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 公募要綱 | 3 | II | 3 | (1) | 本件土地の開発 | 地域及び関係機関との協議・調整が予定される旨の記載がありますが、必須と想定される協議、調整がありますでしょうか。 | 提案内容に応じて、各種法令・基準等を遵守した上で必要な協議・調整を事業者が実施してください。 |
| 3 | 公募要綱 | 4 | III | | | 公募対象の概要 | 「一括して売却する」と記載されていますが、代表企業1社しか土地売買を行えないと意味ではなく、土地の「買受人が複数の企業で構成される場合」（企業連合体を契約主体として）も想定されているという理解でよろしいでしょうか？ | 土地売買契約の締結は、複数の企業が共有で買受人となることは可能です。 |
| 4 | 公募要綱 | 4 | III | 2 | | 事業対象地等の概要 | 文化財が発見された場合の費用負担等については地主と応募者間でも協議とさせていただけないでしょうか？ また土壌汚染等が発覚した場合の対応、撤去及びその費用負担等については地主と応募者間での協議とさせていただけないでしょうか？ | 埋蔵文化財が発見された場合の費用負担等は、事業者の負担とします。なお、公募要綱を修正し、要綱P4.III 2に「なお、建築工事等で新たに埋蔵文化財が発見された場合は事業者において対応することになります。」を追記します。土壌汚染等が発見された場合については、公募要綱P5.III 2に記載のとおり、費用負担も含めて事業者が対応してください。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|---|-----|---|-----|--------|--|--|
| 5 | 公募要綱 | 5 | III | 3 | | 工作物の概要 | 敷地南西側には水路があるようですが、環境変動の影響により何等かの対応が必要となった場合対応費用負担やスケジュール延期等協議できますでしょうか（そもそも水害発生について何等かのリスクをみておられますでしょうか。見る必要はないでしょうか。） | 事業対象地内において必要な対応は事業者が行うものとします。 なお、スケジュール延期等については、公募要綱P27.VIII 8に記載のとおり、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、協議等を行います。 |
| 6 | 公募要綱 | 5 | III | 3 | | 工作物の概要 | 占有料があれば教えてください。 | 水路の占用料については、福岡市水路使用条例、福岡市水路使用規則に基づき算定されます。 詳細は以下を参照してください。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/kasenseibi/hp/permission/permission_2.html |
| 7 | 公募要綱 | 5 | III | 4 | (3) | その他 | 通常では予見できない地下埋設物等が発覚した場合の対応、撤去及びその費用負担等については地主と応募者間での協議とさせていただけないでしょうか？また、現時点で過去資料の開示により地下埋設物の存否は調査できませんでしょうか。 | 地下埋設物等が発覚した場合の対応、撤去及びその費用負担等については、公募要綱P5.III 4 (3)に記載のとおりとします。 また、過去資料については、公募要綱の参考資料5-1～5-4をご参照ください。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|---|-----|---|-----|--------|--|---|
| 8 | 公募要綱 | 5 | III | 4 | (5) | その他 | 隣接地所有者との間での境界上ブロック塀等の越境、その基礎の状況について名称如何を問わず何等の合意も存在しないという理解で宜しいでしょうか。また、関係する資料は何もないという前提でしょうか。 | 元岡土地区画整理事業の実施にあたり、地区界測量や画地確定測量等を実施しながら施工されております。 |
| 9 | 公募要綱 | 5 | III | 4 | (7) | その他 | 開発に伴う基盤整備の内容として必須の要素としてお考えの事項がありますでしょうか（そもそも何を想定しておられますでしょうか。何かイメージすべきものがありますでしょうか）。 | 提案内容に応じて、各種法令・基準等を遵守した上で必要な基盤整備を事業者が実施してください。 |
| 10 | 公募要綱 | 6 | IV | 2 | (1) | 応募者の構成 | 「応募者は単独の企業又は複数の企業からなる企業連合体とする」とありますが、デベロッパー1社が買受人となり、当該デベロッパーが設計、建設業務を発注する場合、設計企業及び建設企業は構成企業として、応募者を構成する必要があるのでしょうか。 | 設計企業及び建設企業を構成企業とすることは必須ではありません。 |
| 11 | 公募要綱 | 6 | IV | 2 | (3) | 応募者の構成 | 代表企業にて土地取得後、構成企業へ土地を貸し、その構成企業が建物を建て、運営を計画することは、問題ございませんか？ | 事業対象地に借地権を設定する場合、事前に市の承諾を必要とすることとします。市の承諾については、公募要綱P27.VIII 9に記載の所有権移転等の承諾の判断に準じます。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|---|----|---|-----|---------------|---|--|
| 12 | 公募要綱 | 8 | IV | 4 | (5) | SPCを設立する場合の要件 | <p>SPCとして合同会社を設立し、その出資持分（＝資本金）を本案件のために設立する一般社団法人が保有し、事業遂行に必要な投資資金を匿名組合出資で募るスキームを想定しております。一般社団法人が全て議決権を保有するスキームで匿名組合出資には議決権はございません。SPC自体の倒産リスクを防止するため、SPCの議決権を有する出資者を公正な第三者（公認会計士、税理士）が理事・社員を務める一般社団法人に限定し、公正な第三者のみがSPCの議決権を持つように建付けいたします。質問①要綱記載の出資持分とは、SPC（合同会社）の出資持分を指し、匿名組合出資は含まれないという理解で宜しいでしょうか。質問②出資比率と議決権の要件を、事前の市の承諾により緩和いただくことをお願いできますでしょうか。</p> | <p>質問①について、ご理解のとおりです。 質問②について、SPCが会社法に基づく株式会社以外の法人である場合には、代表企業及び構成企業の関与が公募要綱P8.IV 4 (5)記載の要件と同等であることを基本として、市が承諾すれば別の要件でも可能とします。なお、当該回答の明確化のために、公募要綱を修正し、要綱P8.IV 4 (5)の但し書きを「ただし、SPCを会社法に基づく株式会社以外の法人とする場合で、かつ、事前の市の承諾がある場合はその限りではない。」とします。</p> |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|----|----|---|-----|-----------------------|---|---|
| 13 | 公募要綱 | 8 | IV | 4 | (6) | SPCを設立する場合の要件 | SPCは金融機関からノンリコースローンで資金調達する予定でございます。従いまして、金融機関は、SPCの事業リスクのみに依拠してファイナンスを行うため、当該ノンリコースローンの保全として、SPCの出資持分の担保提供を求められます。質問) ファイナンス上の条件から、担保提供(ローンデフォルト時の担保実行を含む)をせざるを得ない場合、市の事前の承諾を頂けるとい認識で良いでしょうか。 | 公募要綱P27.VIII 9に記載のとおり、事業の安定性や提案内容の実効性等を総合的に判断した上で、承諾します。提案する事業スキームは、提案様式集の様式3-2-4に記載してください。 |
| 14 | 公募要綱 | 11 | V | 2 | (2) | ① 研究開発機能 (必須機能) | ドラフトチャンバー、安全キャビネット、実験台等の設置は入居者負担で、それに対応出来る換気・配管等を準備するという認識で良いでしょうか？また、工事区分表等基準となるものがありましたら、お示しください。 | 幅広い事業分野に対応可能な施設の提案を求めていることから、入居者によっては必要な機器が異なることも考えられます。そのため、実験設備機器の設置や費用負担の考え方は事業者の提案によるものとします。また、工事区分表等の基準はありません。 |
| 15 | 公募要綱 | 11 | V | 2 | (2) | ① 研究開発機能 (必須機能) | ドラフトチャンバーや安全キャビネット、実験台等の設置が必須ということでしょうか？ | 回答No14をご参照ください。 |
| 16 | 公募要綱 | 11 | V | 2 | (2) | ② 交流機能 (必須機能) | カフェ機能やホール機能が必須ということでしょうか？ | 事業者の提案によるものとします。研究者や学生、民間企業等の交流を促す空間づくりにより、新たな研究やビジネスのきっかけが生まれるような提案をしてください。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 | |
|----|------|----|----|---|-----|------|-------------------------------------|--|--|
| 17 | 公募要綱 | 11 | V | 2 | (2) | ③ | 生活利便・居住機能など研究開発等を支援する機能 (望ましい機能) | ワンルーム形式集合建築物とは 「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」 第2条 (3) による共同住宅と長屋に限るのでしょうか？あるいは範囲を広げてシェア型 (個室は確保。水回りを共有。) の寄宿舍でも提案可能でしょうか？ | ワンルーム形式集合建築物は、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」 第2条 (3) に基づくものに限りませんが、研究者、学生、民間企業が研究開発や事業に専念できる住環境を考慮し、「公募要綱P9.V 1：土地利用の考え方」等の本事業の目的に沿った提案としてください。また、提案にあたっては、居住機能のスキーム (所有権の考え方等) を提案様式集3-3-3に明記してください。 |
| 18 | 公募要綱 | 11 | V | 2 | (2) | ③ | 生活利便・居住機能など研究開発等を支援する機能 (望ましい機能) | ワンルーム形式の集合建築物が過半戸数を占めれば、ファミリー形式の集合建築物も提案可の認識で良いのでしょうか？ | 公募要綱P11.V 2(2)③記載のとおりワンルーム形式集合建築物の提案を基本とします。研究者、学生、民間企業が研究開発や事業に専念できる住環境を考慮し、「公募要綱P9.V 1：土地利用の考え方」等の本事業の目的に沿った提案としてください。また、提案にあたっては、居住機能のスキーム (所有権の考え方等) を提案様式集3-3-3に明記してください。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|----|----|---|-----|---|-------------------------------------|---|---|
| 19 | 公募要綱 | 11 | V | 2 | (2) | ③ | 生活利便・居住機能など研究開発等を支援する機能 (望ましい機能) | 住居の提案は、ワンルーム形式以外も一部取り入れ可能ですか。 | 回答No18をご参照ください。 |
| 20 | 公募要綱 | 12 | V | 3 | | | 提案価格に関する条件 | 事業予定者との契約とは基本協定と解されますが、辞退には違約金の発生はないという理解で宜しいでしょうか。 | 公募要綱P12.V 3 記載の事業予定者との契約は土地売買契約を指します。 事業予定者との土地売買契約が最低売却価格の有効期限を過ぎ、再評価額が提案価格を上回ったことに伴う辞退の場合は、違約金は発生しません。 |
| 21 | 公募要綱 | 16 | VI | 6 | | | 応募の辞退 | 参加資格審査申請書類の提出後、構成企業の追加・辞退は認められるのでしょうか？ | 公募要綱P6.IV 2 (6)に記載のとおりです。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|----|------|---|-----|------------------|--|---|
| 22 | 公募要綱 | 24 | VIII | 1 | (1) | 基本協定の締結 | 事業予定者決定後、基本協定の内容に合意できずに「締結に応じなかった場合」、協定書や売買契約締結前で、何ら当該違約金に関する書面締結が無いにも関わらず、何に基づいて「提案した売買価格の5%相当額を違約金」として請求がなされるのでしょうか？ | 参加資格審査時の提出書類である「様式3-1-2：価格等提示書」において、「公募要綱等の記載内容を承知のうえ」で応募いただいていることを確認していますので、当該様式の提出をもって違約金の支払いに関する合意が成立したものとしています。かかる合意を明確化するために、提案様式集を修正し、様式3-1-2中の「公募要綱等の記載内容を承知」の後に「し、かつ、これに同意」という文言を追記します。 |
| 23 | 公募要綱 | 24 | VIII | 1 | (3) | 基本協定の締結 | 「基本協定書（案）」の内容にて締結ということですが、原則として応募者と協議の余地はないということでしょうか？ | 事業条件の根幹に係る内容については変更しませんが、市、ダイハツ九州及び事業予定者の三社で協議の上で締結します。 |
| 24 | 公募要綱 | 24 | VIII | 3 | (2) | 土地売買契約の締結 | 福岡市議会で議決が得られずに土地売買契約の締結に至らなかった場合、応募者側に違約金の支払い義務が生じるのでしょうか？ | 違約金の支払い義務については、基本協定書に基づいて判断します。 |
| 25 | 公募要綱 | 27 | VIII | 9 | | 開発事業計画の用途に供すべき期間 | 施設の供用開始10年後には、必須機能も含めた用途の変更は可能でしょうか？また、供用開始10年後には、所有権の移転は可能との認識で良いでしょうか？ | 公募要綱P27.VIII 9の記載のとおりです。 なお、用途変更を想定している場合は、提案様式集3-2-4に明記してください。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|--------------|----|------|-----|--|----------------|--|--|
| 26 | 公募要綱 | 28 | VIII | 11 | | その他 | 地場企業+その他企業（東京本社など）のJVで条件が満たされる認識で良いでしょうか？ | ご理解のとおりです。JVに限らず、地場企業の積極的な活用をお願いします。 |
| 27 | 公募要綱 | 28 | VIII | 11 | | その他 | 建築・設計が地場企業を入れるとなっていますが、複数の建物を建築する場合、1つの建物でも地場企業が設計・建築をすれば、クリアすると考えてよろしいでしょうか？ | 内容によるため、個別具体に判断します。複数建物を建築する場合においても、地場企業を積極的に活用することとし、予め福岡市と協議を行ってください。 |
| 28 | 公募要綱 | 29 | | | | 手続きフロー (予定) | 開発事業計画、開発実施計画、運営計画についてそれぞれ市の承認が必要とされておりますが、承認を得るのにどのくらいの期間を見込めばよいでしょうか。また、手続きとしては市のみで完結する（議会の承認は不要）という理解で宜しいでしょうか。さらに承認を検討するに際しては関係機関、地域や近隣等の声（要望）を考慮することになりますでしょうか。 | 計画の内容によるため、明確な期間はお答えできません。 また、各計画の承認手続きに議決は不要ですが、関係機関、地域や近隣等のご意見は必要に応じて考慮します。 |
| 29 | 基本協定書 (案) | 2 | 第4条 | 第1項 | | 基本的合意 | 「第7条に示す時期」とは同条第1項の合意ができたときということで宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|--------------|---|-----|-----|--------|--|--|
| 30 | 基本協定書 (案) | 2 | 第4条 | 第3項 | 基本的合意 | 「本事業の事業予定者として選定されたことをもって未充足部分の不存在が確認されたものではない」とありますが、福岡市住宅都市局九大まちづくり推進部長および福岡市経済観光文化局 理事による選定プロセスを経たにもかかわらず、その決定を市（＝甲）が覆すことがあり得るという理解でよろしいでしょうか？ | 提案評価書委員会は未充足部分を確認するものではありません。 |
| 31 | 基本協定書 (案) | 2 | 第4条 | 第3項 | 基本的合意 | 「未充足部分が重大な事項に関する場合は、甲は本協定を解除する」とありますが、協定を解除するほどの重大な事項かどうかについては甲乙丙にて協議して判断するのでしょうか？あるいは甲のみが判断するのでしょうか？ | 市、ダイハツ九州及び事業予定者にて協議の上、市において判断します。 |
| 32 | 基本協定書 (案) | 2 | 第4条 | 第4項 | 基本的合意 | 「評価講評における意見その他甲又は乙からの要望事項を尊重」とありますが、意見・要望事項が実現できない場合、それにより未充足部分と判断されるのでしょうか？ | 内容に応じて判断することになりますが、評価講評における意見その他市又はダイハツ九州からの要望事項は尊重してください。 |
| 33 | 基本協定書 (案) | 2 | 第5条 | 第1項 | 開発事業計画 | 「評価委員会から出された付帯意見について留意」とありますが、付帯意見が実現できない場合、それにより未充足部分と判断されるのでしょうか？ | 回答No32をご参照ください。 |
| 34 | 基本協定書 (案) | 3 | 第8条 | | 買戻し | この買戻しは土地売買契約第9条第2項の場合に限定されるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|--------------|---|-------------|--------|---|---|
| 35 | 基本協定書 (案) | 3 | 第9条 第1項 | 開発実施計画 | 開発実施計画について、市の承認を得る、とありますが、具体的にどの様な細目までを想定していますでしょうか？ | 詳細は事業者との協議により決定しますが、平面図・立面図、工程計画等の設計図書を含めることとし、公募要綱等及び開発事業計画に基づき策定してください。 |
| 36 | 基本協定書 (案) | 3 | 第10条 第1項 | 運営計画 | 運営計画については関係機関との連絡折衝が不可欠と解されますが、関係機関の意向の調整を甲が行うことを規定することは可能でしょうか。 | 運営計画の主体は事業者となりますが、必要に応じて市も協力します。 なお、運営計画の具体的な記載内容については、事業予定者と協議するものとします。 |
| 37 | 基本協定書 (案) | 3 | 第10条 第1項 | 運営計画 | 運営計画は、(1) (2) すべてが対象という事でしょうか？ | ご理解のとおりです。なお、運営計画の具体的な記載内容は、提案内容を踏まえ市と事業者の協議の上で決定します。 |
| 38 | 基本協定書 (案) | 3 | 第10条 第1項 | 運営計画 | 運営計画は通常、基本協定書や売買契約を結んだ後に具体的に検討を進めるものと思いますが、その段階で市の承認を得られない場合も違約となるのでしょうか？ | 基本協定書第15条第1項第2号の記載のとおり、基本協定の規定に違反した場合は、該当します。 |
| 39 | 基本協定書 (案) | 4 | 第15条 第1項 | 協定の解除等 | 「甲及び乙の合意の上で本協定を解除」とありますが協定の解除にあたり甲乙と丙との協議の機会は設けないということでしょうか？ | 市、ダイハツ九州及び事業予定者との協議の上で、市及びダイハツ九州が合意した場合、基本協定書を解除します。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|--------------------|---|----------------|---------|---|--|
| 40 | 基本協定書 (案) | 4 | 第15条 2項 | 協定の解除等 | 本協定の重大な違反に限り10%の違約金に変更することは可能でしょうか。また、「丙が複数の企業で構成される場合には、丙は、係る違約金支払義務を連帯して負担」とありますが構成企業全社が対象でしょうか？あるいは構成企業の一部が対象でもよろしいでしょうか？ | 基本協定書に規定する違約金については、同協定書第15条のとおりです。 違約金支払義務の負担については、事業予定者が複数の企業で構成される場合、全ての構成企業が民法上の連帯債務者として違約金支払義務を負うこととなります。なお、構成企業間での違約金支払いの分担方法を規定するものではありません。 |
| 41 | 土地売買 契約書 (案) | 3 | 第9条 第2項 | 所有権移転登記 | 複数社が買受人となる場合、それぞれが取得する土地に分筆し、所有権移転登記を行った後、他の会社が2項(1)～(3)記載の事由にあつた場合、すべての買受人が対象となるのではなく、事由に該当する買受人が保有する土地のみが対象となるという理解で宜しいでしょうか？ | 本件土地は、敷地を一括で売却することとし、分割や部分的な譲渡は行わないこととします。 また、仮に市に事前の承諾を得た上で一部の土地の所有権移転等を行った場合においても、本件土地は一体に扱うものとして、一部の土地に対してのみ第9条第2項を適用することは想定していません。 なお、所有権移転等については、公募要綱P27.VIII 9に記載のとおり、事業の安定性や提案内容の実効性等を踏まえ、総合的に判断し承諾を行うこととしています。 |
| 42 | 土地売買 契約書 (案) | 3 | 第9条 第2項と第4項 | 所有権移転登記 | 第9条2項の該当事由については当方に帰責事由がない場合も含まれ得るところ、その場合でも第4項により当方が負担した開発費用その他の実費の精算は一切行わないということでしょうか。 | 土地売買契約書(案)第9条第4項の記載のとおりです。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------------|---|------|-----|-------------------|--|---|
| 43 | 土地売買契約書(案) | 4 | 第15条 | 第1項 | 所有権移転等の制限 | 土地の分譲を行うことをあらかじめ売渡人に書面で承諾を受けていれば、個々の分譲地購入者への所有権移転、抵当権設定について、売渡人の了承を都度得る必要はないという事で宜しいでしょうか？ | 内容によるため、個別具体的に判断します。 また、提案にあたって、土地の分譲等を計画する場合は、具体的な計画を提案書に明記してください（導入機能種別に応じて、提案様式集3-3-1～3-3-3の該当する様式に記載してください）。 |
| 44 | 土地売買契約書(案) | 5 | 第19条 | 第2項 | 違約金 | 協定書と契約書あわせて30%という違約金は売買契約に基づく20%の違約金だけにはならないのでしょうか？ | 公募要綱P26.VIII 4 (1)及び土地売買契約書(案)第15条に記載のとおりとします。 |
| 45 | 土地売買契約書(案) | 6 | 第20条 | 第1項 | 原状回復義務 | 甲から承認され運営計画に基づき運営開始後は原状回復義務はなく、現状のままで返還することができる旨規定できませんでしょうか。 | 土地売買契約書(案)第20条に記載のとおりとします。 |
| 46 | 土地売買契約書(案) | 7 | 第23条 | 第2項 | 是正要求 | 買受人の意見陳述内容が合理的であると認められても、是正要求ができるということでしょうか（取り下げることが「できる」ということは取り下げる必要がないと読めます）。 | 買受人の意見陳述内容が合理的であると認められるときは是正要求を取り下げます。 |
| 47 | 別紙5 | | | | 福岡市産学連携交流センター施設概要 | 1Fに研究室・2階にラボという配置になってますが、設備的な理由ですか。 | 特段の理由はありません。 |

■元岡地区研究開発次世代拠点形成事業_公募要綱等に関する質疑書に対する回答

令和2年8月5日公表

| No | 資料名等 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問 | 回答案 |
|----|------|---|----|-------------------|-------------------------------------|---|
| 48 | 別紙5 | | | 福岡市産学連携交流センター施設概要 | 研究室50㎡+25㎡となっていますが、この面積を変えても宜しいですか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 49 | 別紙5 | | | 福岡市産学連携交流センター施設概要 | 研究室とラボの部屋数は、どのくらい必要ですか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 50 | | | | 固定資産税評価額 | 固定資産税評価額及び固定資産税、都市計画税の予定額を開示ください。 | 固定資産税評価額及び固定資産税、都市計画税については、利用状況等に応じて算定されるため、予定額はわかりません。 |